

「稲沢市大和の里指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(稲沢市指定 第 2373900048 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆ 居宅介護支援とは

ご契約者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、ご契約者の心身又はご家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが利用できるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者及びそのご家族がケアプラン作成に主体的に参加できるよう支援しながら「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ご契約者の解決すべき課題の変化に留意しながら、必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制及び職務内容	3
5. 当事業所が提供するサービスと居宅介護支援の利用料金	3
6. サービスの利用に対する留意事項	5
7. 事故発生時の対応	5
8. 秘密保持	5
9. 虐待の防止について	5
10. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫 風 会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目 3 番地 6
- (3) 電話番号 0587-23-7700
- (4) 代表者氏名 理事長 佐藤 栄司
- (5) 設立年月 昭和 62 年 12 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援
- (2) 事業の目的 居宅介護支援は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とします。
- (3) 事業所の名称 稲沢市大和の里指定居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目 3 番地 6
- (5) 電話番号 0587-22-5533
- (6) 管理者氏名 原 田 園 子
- (7) 当事業所の運営方針
- ① ご契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。
 - ② ご契約者の心身の状況やその環境に応じて、ご契約者及びご家族の意向を尊重し、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
 - ③ ご契約者の意志及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
 - ④ 関係市町村及び関係機関との連携に努めます。
- (8) 開設年月 平成 11 年 9 月 28 日
- (9) 指定有効開始年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- (10) 指定有効期限 令和 8 年 3 月 31 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 稲沢市、一宮市、清須市、あま市
- (2) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日 ～ 金曜日
(但し、祝祭日、12 月 30 日～1 月 3 日を除きます)
- 営業時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分

4.職員の体制及び職務内容

区 分	常 勤	非常勤	主な職務内容
管 理 者	1名	—	ケアマネジメント業務の総括・代表
介護支援専門員	2名	1名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施

5.当事業所が提供するサービスと居宅介護支援の利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

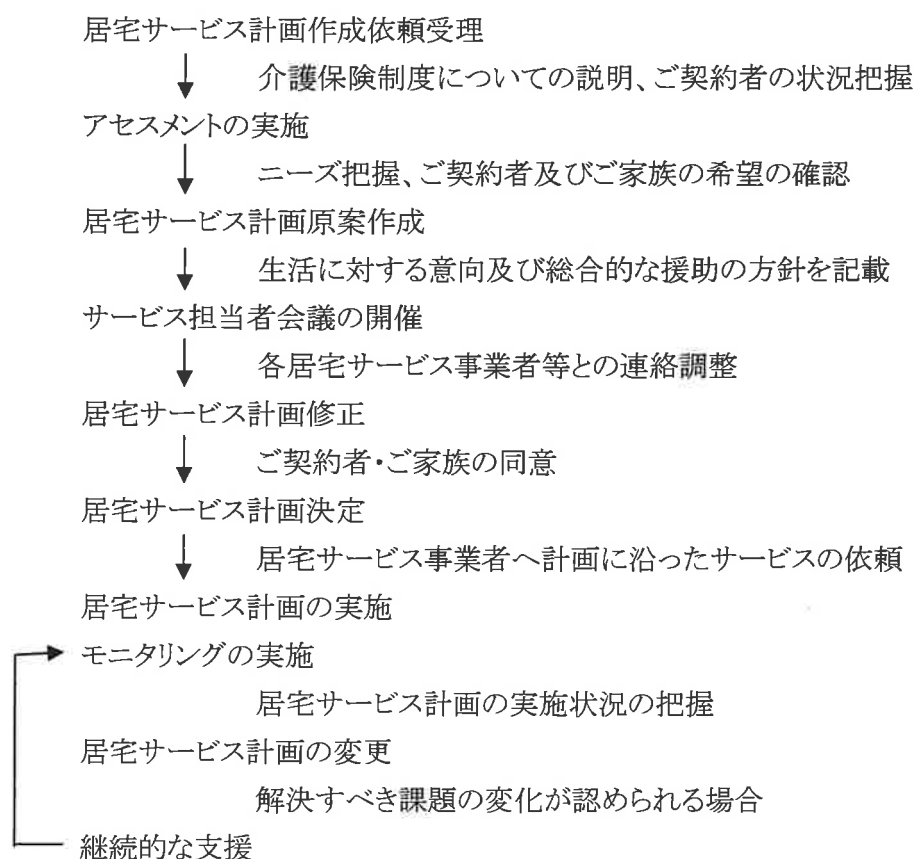
(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健・医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

[居宅サービス計画作成の流れ]



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設等への紹介

ご契約者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜居宅介護支援の利用料金＞

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、厚生省告示上の金額をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村窓口へ提出すると全額支払戻を受けられます。

居宅介護支援（Ⅰ）

要介護 1・2→1,086単位/月 要介護 3・4・5→1,411単位/月

加算

- ・初回加算
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ・Ⅱ）
- ・退院・退所加算（Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ）
- ・通院時情報連携加算
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算
- ・ターミナルケアマネジメント加算
- ・地域区分 10.42)

(2) 交通費

通常のサービス地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりです。

実施地域を越えた地点から片道おおむね 20km 未満 150 円

実施地域を越えた地点から片道おおむね 20km 以上 300 円

（費用の支払いを受ける場合には、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名していただきます。）

6.サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

- ① 事業所からの介護支援専門員の交替事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

- ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7.事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8.秘密保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たご契約者又はそのご家族に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了した後も継続します。

なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者に情報を提供することがありますが、その場合には事前に文書でご了解をいただきます。

9.虐待の防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 （管理者） 原田 園子

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

10. 苦情の受付について

(1) 居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）〔職名〕介護支援専門員 原田 園子

○ 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45

(2) 行政機関その他苦情受付機関〔受付時間 9:00 ～ 17:00〕

☆ 各市町村の介護保険課窓口（稲沢市高齢介護課）

所在地 稲沢市稲府町1番地 電話番号 0587-32-1111(代)

☆ 国民健康保険団体連合会

所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 052-971-4165

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

稲沢市大和の里指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

印

家族代表

代理人 住所

氏名

印